徳島県告示第５４２号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年徳島県条例第72号。以下「条例」という。）第16条第１項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和８年10月30日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　薬物の名称等

⑴　化学名　Ｎ－エチル－２－（５－メトキシ－１Ｈ－インドール－３－イル）－Ｎ－メチルエタン－１－アミン（通称　５－ＭｅＯ－ＭＥＴ）及びその塩類

⑵　化学名　Ｎ－エチル－２－｛５－ニトロ－２－［（４－プロポキシフェニル）メチル］－１Ｈ－ベンゾ［ｄ］イミダゾール－１－イル｝エタン－１－アミン（通称　Ｎ－Ｄｅｓｅｔｈｙｌ－ｐｒｏｔｏｎｉｔａｚｅｎｅ）及びその塩類

⑶　化学名　（１αＨ，５αＨ）－トロパン－３α－イル　２－フルオロベンゾエート（通称　２－Ｆ－ｔｒｏｐａｃａｉｎｅ）及びその塩類

２　指定の理由

１に掲げる物は、条例第２条第６号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

３　指定の効力発生の日

令和８年10月31日